

### 3 関税撤廃の節目を迎えたベトナムの ATIGA

吉岡 武臣 *Takeomi Yoshioka*

(一財) 国際貿易投資研究所 主任研究員

#### 要約

ベトナムで発効しているATIGA（ASEAN物品貿易協定）は2018年1月にIL（関税を削減・撤廃する品目）の全てで関税が撤廃、関税撤廃の大きな節目を迎えた。2015年の関税引き下げにおいて関税の撤廃が猶予されていた品目の関税が無税となり、「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」や「輸送用機械・部品」などで多くの品目の関税が撤廃された。

特に乗用車やバイクは引き下げ前のATIGA税率30%から0%へと大幅に関税が低下し、輸入車の販売価格の低下が期待されたが、2017年10月にベトナム政府が公布、施行した政令116号により完成車の輸入には輸出国が発効する車両認可証（VTA）および輸入ロットごとの検査が必要となった。その結果、2018年1月の完成車輸入は激減したが、タイとインドネシアは政府が輸出車に対しVTAを発行することで両国からの輸入は再開された。

一方、FTAによる関税の削減はベトナム政府の税収の減少に繋がる。通関後の事後調査で問題を指摘されないよう、FTAの利用にあたっては事前教示制度の活用や原産性の立証根拠となる資料の保管・管理など一層の注意を払う必要がある。

はじめに

ベトナムは ASEAN 加盟国の中でも積極的に FTA（自由貿易協定）を締結しており、2018 年時点で 10 件の FTA（二国間・多国間含む）が発効している（表 1）。ベトナムと同じく ASEAN の後発加盟国である CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）はいずれも ASEAN + 1FTA の 6 件のみが発効、先発加盟国のタイ（12 件）やインドネシア（7 件）と比べてもベトナムの FTA の件数は少なくはない<sup>注1</sup>。加えて、ベトナムを含む TPP 参加 11 か国による CPTPP（包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定）は 3 月に署名式が行われたほか、EU との FTA も 2015 年に合意済みであり、発効すればベトナムの FTA 相手国は更に拡大する。

ベトナムで発効しているこれらの FTA は順次関税の引き下げが行われているが、2018 年は特に AFTA（ASEAN 自由貿易地域）における ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）と ACFTA（ASEAN 中国自由貿易協定）において関税撤廃の大きな節目を迎えた。そこで、本稿では 2018 年の ATIGA における関税引き下げについて詳細を確認するとともに、品目分野別に関税削減が与える影響の分析を行った。さらに、ATIGA による完成車の関税撤廃とともに実施された非関税措置について、その経緯を報告する。

表 1 ベトナムで発効中の FTA（2018 年 4 月時点）

FTA	発効時期
ASEAN 自由貿易地域（AFTA）のための共通効果特惠関税協定（CEPT） ※ 2010 年から ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）発効	1996年1月
ASEAN 中国自由貿易協定（ACFTA）	2005年7月
ASEAN 韓国自由貿易協定（AKFTA）	2007年6月
日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）	2008年12月
日ベトナム経済連携協定（JVEPA）	2009年10月
ASEAN- 豪州ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）	2010年1月
ASEAN インド自由貿易協定（AIFTA）	2010年7月
ベトナム - チリ自由貿易協定（VCFTA）	2014年1月
ベトナム - 韓国自由貿易協定（VKFTA）	2015年12月
ベトナム - ユーラシア経済連合自由貿易協定（VN-EEU FTA）	2016年10月

注：発効時期はベトナムでの発効時点

出所：筆者作成

## 1. 2018年にATIGAの例外品目の関税が撤廃

ベトナムで発効中の FTA における 2018 年の関税引き下げ状況は表 2 のとおりである。ATIGA では IL（関税を削減・撤廃する品目）のうち、関税撤廃が猶予されていた例外品目の関税が撤廃された。ATIGA の前身である CEPT（ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠関税協定）はベトナムの FTA の中でも早期に発効しており、ATIGA にとって 2018 年は関税の引き下げの最終段階にあたる。

このほかの FTA では、ACFTA で NT（ノーマルトラック品目）に該当する品目の関税が全て撤廃されたとともに、HSL（高度センシティブ品目）は税率が 50%以下に引き下げられた。AKFTA（ASEAN 韓国自由貿易協定）ではノーマルトラック品目の関税が撤廃、AANZFTA（ASEAN- 豪州ニュージーランド自由貿易協定）や VKFTA（ベトナム韓国自由貿易協定）でも一部の品目の関税が撤廃された。

表 2 ベトナムの FTA における 2018 年の関税引き下げ動向

FTA	2018 年の関税引き下げの動向
ATIGA	IL( 関税削減・撤廃) 対象の例外品目の関税撤廃
ACFTA	ノーマルトラック品目の関税撤廃、高度センシティブ品目の税率が 50%以下
AKFTA	ノーマルトラック品目の関税を撤廃
AJCEP	譲許表で B10（発効 11 年目に関税撤廃）に該当する品目の関税撤廃
JVEPA	特に無し
AANZFTA	一部の品目の関税が撤廃
AIFTA	特に無し
VCFTA	特に無し
VKFTA	一部の品目で関税が撤廃
VN-EEU FTA	特に無し

注：主要なもののみ。毎年の段階的な引き下げ等は除く

出所：筆者作成

## 2. ATIGAの関税引き下げの経緯

ASEANでは先行加盟6か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）において1993年にCEPTが発効した。1995年にASEANに加盟したベトナムは1996年からCEPT協定が発効、関税の引き下げを開始した。2006年にはIL（関税撤廃・削減）品目<sup>注2</sup>について税率を5%以下に引き下げ、2010年にはIL対象品目の80%<sup>注3</sup>の関税を撤廃した（表3）。

また、2010年にはCEPT協定を改定したATIGAが発効している。ATIGAはASEAN経済共同体（AEC）ブループリントの物品貿易自由化を実現するための措置として、CEPT協定に代わる協定として作られており、ATIGAはCEPT協定と比べて分量、規定内容ともに強化拡充された<sup>注4</sup>。

残ったIL品目に関しては2015年に一部の例外を除き関税が撤廃され、さらに今回の2018年の引き下げによってILは対象品目の全てが無税となった。その結果、ATIGAで関税が残っているのは花火（HS3604.10）など関税撤廃の対象外である一般的除外品目（GEL）のほか、SLとHSL品目が該当するが、SLおよびHSLの税率は2013年までに5%以下へと引き下げが行われている。

表3 ATIGAによるベトナムの関税引き下げ

1993年	AFTAのための共通効果特惠関税（CEPT）協定発効
1995年	ベトナムがASEAN加盟（CEPT発効は1996年）
2006年	IL（関税削減・撤廃）対象品目を0～5%に
2010年	ATIGA（ASEAN物品貿易協定）発効 IL品目の80%を0%に※
2013年	SL（センシティブ品目）・HSL（高度センシティブ品目）を0～5%に
2015年	IL（一部例外を除く）を0%に
2018年	ILの例外品目を0%に

※SLやHSLからILに移管された品目を除く

注：関税譲許表でSchedule Bに該当する情報通信技術（ICT）機器の関税は3グループに分け、2008、2009、2010年までに撤廃

出所：日本貿易振興機構「ASEAN自由貿易協定（AFTA）の物品貿易に関する協定（ATIGA）」をもとに筆者作成

### 3. 乗用車やバイクのATIGA税率は30%から0%に

ATIGA では譲許表の総品目 9,471 のうち、2018 年に 670 品目の関税が撤廃された（表 4）。2015 年に行われた IL の関税撤廃では総品目の 7%が例外品目として関税撤廃が 3 年猶予されたが、2018 年はこの残り 7%の品目の関税が撤廃されたことになる。

なお、2018 年に関税が撤廃されたのはこれらの IL 品目のみだが、ATIGA の関税譲許表で Schedule G<sup>註5</sup>に該当する廃油の 2 品目（HS2710.91.00、HS2710.99.00）は別途関税の引き下げが行われた（この 2 品目は表 4 には含まれていない）。Schedule G の石油製品の関税は全加盟国が合意したスケジュールによって削減が行われ、廃油のこれら 2 品目の ATIGA 税率は 2018 年に 40%から 20%に引き下げられた。

関税が撤廃された IL の品目数を分野別に見ると、陶磁器製の浴槽、洗面台などを含む「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」が 158 と最も多く、同分野の 13.1%を占める。「輸送用機械・部品」も乗用車をはじめとした 133 品目、同分野の 27.8%を占める品目の関税が撤廃された。2018 年の関税撤廃に際し、ほとんどの IL 品目の関税撤廃前の税率は 5%以下と関税の引き下げ幅は小さいが、乗用車やバイクは税率 30%から 0%と大幅な関税の引き下げが行われたため、影響は大きい。

このほかの ATIGA の関税撤廃品目は、エアコンなどの「機械類・部品」で 91 品目、テレビなどの「電気機器・部品」で 49 品目の関税が撤廃されたが、「光学機器・楽器」は既に全ての品目で ATIGA の税率は無税のため、2018 年で新たに関税が撤廃された品目は無い。

一方、2018 年の関税引き下げの後に ATIGA の関税が撤廃されていない品目は 183、全体の 1.9%に相当する。「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」「木材・パルプ」など 7つの品目分野は全ての品目で関税が撤廃されたのに対し、「食料品・アルコール」は 59 品目、同分野の 13.3%について ATIGA の関税は撤廃されていない。例えば、SL 品目に該当するソーセージ（HS1601.00）は 2018 年の ATIGA 税率は 5%、葉巻たばこ（HS2402.10）は GEL（一般的除

外品目) のため関税撤廃の対象外となっている。

他の品目分野では「農水産品」が鶏のくず肉 (HS0207.11) など 30 品目、「プラスチック・ゴム製品」が乗用車用タイヤ (HS4012.11) など 28 品目、「雑製品」がけん銃 (HS9302.00) など 27 品目で関税は撤廃されていない。なお「輸送用機械・部品」で関税が撤廃されていない品目は、GEL に該当する戦車・その他の装甲車両 (HS8710.00) である。

ただし、ATIGA で関税が撤廃されていない品目の中には、MFN 税率が既に無税の品目も存在する。上記の「輸送用機械・部品」の戦車・その他の装甲車両や「雑製品」のけん銃は MFN 税率が無税のため、ATIGA の関税が撤廃されていなくても輸入に関税は掛からない。こうした MFN 税率が無税の 34 品目を除くと、ATIGA で関税が撤廃されていない品目の割合は 1.6% となる。

ベトナムにおける ATIGA の関税引き下げは 2018 年が最終段階にあたるが、「輸送用機械・部品」および「食料品・アルコール」はこの時点でようやく関税撤廃された品目の割合が高く、後者については関税が残る品目も多い。ベトナムにとってこれらの品目分野は関税の引き下げに慎重なことが窺える。

表 4 2018 年の ATIGA の関税撤廃品目

HS コード	品目分野	2018 年 の関税撤 廃品目 (A)	関税 0% 超の品目 (B) ※ 1	総品目数	(A) の割 合 (%)	(B) の割 合 (%) ※ 2	関税撤廃品目の例 (カッコは HS コード)
1-15	農水産品	5	30(1)	1,151	0.4	2.6(2.5)	コーヒー (0901.11)
16-24	食料品・アルコール	66	59	443	14.9	13.3	チューインガム (1704.10)
25-27	鉱物性燃料	9	17	204	4.4	8.3	白色セメント (2523.21)
28-38	化学工業品	26	21(7)	1,157	2.2	1.8(1.2)	接着剤 (3506.91)
39-40	プラスチック・ゴム製品	38	28(2)	480	7.9	5.8(5.4)	プロピレン重合体製のシート (3920.20)
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4		100	4.0	0.0	人造毛皮 (4304.00)
44-49	木材・バルブ	16		426	3.8	0.0	新聞用紙 (4801.00)
50-67	繊維製品・履物	64		1,153	5.6	0.0	ポリエステル短繊維の織物 (5515.19)
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミ製品	158		1,206	13.1	0.0	陶磁器製の浴槽、洗面台 (6910.10)
84	機械類・部品	91		1,268	7.2	0.0	エアコン (8415.10)
85	電気機器・部品	49		798	6.1	0.0	テレビ (8528.72)
86-89	輸送用機械・部品	133	1(1)	478	27.8	0.2(0.0)	1000-1500cc の乗用車 (8703.22)
90-92	光学機器・楽器			329	0.0	0.0	
93-97	雑製品	11	27(23)	278	4.0	9.7(1.4)	自動車用の座席 (9401.20)
合計		670	183(34)	9,471	7.1	1.9(1.6)	

注：各品目の HS コード (8 桁) の品目数を集計。関税 0% 超の品目には関税引き下げ対象外の品目も含む。なお、輸送用機械・部品の CKD 品目は譲許表から除外されている。※1 カッコ内は MFN 税率が無税の品目数 ※2 カッコ内は MFN 税率が無税の品目を除外した割合

出所：ATIGA 関税譲許表 (政令 129/2016/ND-CP) より作成

#### 4. 関税撤廃によって機械類、輸送用機械の関税削減効果が増加

上記のように、2018年には全体の約7%にあたる品目の関税が撤廃された。これらの品目の関税引き下げが、実際の輸入でどの程度の関税コスト削減に繋がるのであろうか。ベトナムの輸入額をもとに、関税引き下げによる関税削減の効果を試算した。

ベトナムを除いたASEAN 9か国からの輸入額をもとに、MFN税率での関税額とATIGA税率の関税額との差を関税削減額として品目分野別に試算したのが表5である。なお、MFN税率は2017年時点、輸入額は2015年時点のものを使用している。

ベトナムのASEAN 9か国からの輸入額は約240億ドル<sup>注6</sup>、品目分野別では「鉱物性燃料」と「電気機器・部品」が40億ドル超と多い。そのほか「機械類・部品」「化学工業品」「プラスチック・ゴム製品」が20億ドル台で続く。

ATIGAによる関税削減額は2017年時点では約17億ドル。削減額の最も多い品目分野は「農水産品」で2億4,600万ドル、次いで「機械類・部品」の2億4,100万ドルとなっている。関税削減額を輸入額で割った削減率は全体で7.3%、つまりATIGAによって輸入額の約7%相当の関税が節約できることを示している<sup>注7</sup>。品目分野別の削減率では「輸送用機械・部品」が18.6%と非常に高い。「輸送用機械・部品」のASEANからの輸入額は約10億ドルと他の品目分野より比較的少ないにもかかわらず削減額は1億8,000万ドルと多く、ATIGAによる関税節約の効果が大きいことが分かる。また、「農水産品」「食料品・アルコール」「雑製品」も関税削減率は他の品目分野と比べて高い。

そして2018年のII品目の関税撤廃によって、ATIGAの関税削減額は約19億ドル、2017年時点から1億2,900万ドル増加する。特に「機械類・部品」で削減額が5,000万ドル増加するほか、「輸送用機械・部品」もさらに2,400万ドルの関税が削減される。その結果、ATIGAの削減率は全体で7.3%から7.9%と0.6%ポイント増加、「輸送用機械・部品」は18.6%から21.1%と2.5%ポイントも増加した。乗用車などの大幅な関税の引き下げが反映されたため

である。これに対し、「食料品・アルコール」は2018年に66品目の関税が撤廃された（表4参照）が、関税削減額は約400万ドル、削減率は0.4%ポイント（14.0%→14.4%）の増加にとどまっている。

表5 ATIGAによるベトナムの関税削減額の試算

（単位：100万ドル、%）

HSコード	品目分野	輸入額	関税削減額 (2017)	関税削減額 (2018)	増減額	削減率 (2017)	削減率 (2018)
1-15	農水産品	1,702	246	247	2	14.4	14.5
16-24	食料品・アルコール	1,087	152	156	4	14.0	14.4
25-27	鉱物性燃料	4,478	195	195	0	4.4	4.4
28-38	化学工業品	2,151	89	93	3	4.2	4.3
39-40	プラスチック・ゴム製品	2,097	95	106	11	4.5	5.0
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	191	19	19	0	9.7	9.7
44-49	木材・バルブ	1,725	115	117	2	6.7	6.8
50-67	繊維製品・履物	759	63	71	9	8.3	9.4
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1,528	122	132	10	8.0	8.7
84	機械類・部品	2,449	241	291	50	9.8	11.9
85	電気機器・部品	4,277	199	212	13	4.7	5.0
86-89	輸送用機械・部品	965	180	204	24	18.6	21.1
90-92	光学機器・楽器	220	4	4	0	1.7	1.7
93-97	雑製品	131	22	24	2	16.8	18.2
合計		23,758	1,742	1,871	129	7.3	7.9

注：輸入額はベトナムを除くASEAN9か国からの合計（2015年時点）。従価税の品目を対象に試算したため、総輸入額とは異なる。関税削減額は（MFN税率×輸入額）－（ATIGA税率×輸入額）、削減率は削減額÷輸入額で算出（MFN税率は2017年時点）。

出所：ベトナム関税率表、ATIGA関税譲許表、Global Trade Atlasをもとに作成

## 5. 非関税措置の導入によって完成車の輸入が激減

ベトナムにおいて2018年のATIGAによる関税撤廃の影響は当然ながら品目によってそれぞれ異なるが、完成車は関税撤廃の影響が大きい品目のひとつである。関税撤廃によってASEAN域内のタイやインドネシアから完



成車の輸入が増加すれば、ベトナム国内の自動車産業にマイナスの影響が懸念される。

ベトナムでは近年、国民の所得向上に応じて自動車販売が拡大し、販売台数は2012年の9.3万台から2016年には30.4万台に増加した。ベトナム国内での生産も7.4万台から23.6万台に増加したが、販売に占めるベトナム生産の比率は79.6%から77.6%へ若干低下した。一方でタイからの輸入は4,414台から34,242台、インドネシアからの輸入も830台から3,838台に拡大、さらに2017年1~6月にはタイからの輸入は前年同期の15,106台から19,170台、インドネシアからの輸入はトヨタがSUVのフォーチュナーを現地生産からインドネシアからの輸入に切り替えたこともあり、1,304台から18,014台と大幅に拡大した<sup>注8</sup>。

ATIGAにおけるベトナムの完成車の関税は2011年に70%、2013年に60%、2014年に50%、2016年に40%、2017年に30%と順次引き下げられてきた。これらのATIGA税率の引き下げが、タイやインドネシアからの輸入増を後押ししたと考えられる。タイからの乗用車(HS8703)の輸入シェア(金額ベース)は2010年時点ではわずか0.8%であったが、2011年に3.3%、2012年に7.9%と上昇し、2016年には12.0%に達している。

ベトナムの乗用車の輸入額(2016年時点)は合計で7億4,700万ドル、日本からが2億2,800万ドルと最も多く、次いでドイツ(9,900万ドル)、タイ(9,000万ドル)と続く(表6)。排気量で見ると1,500cc以下の乗用車はインドからの輸入が多く、1,500ccを超える乗用車は日本からの輸入が多くを占める。タイからの輸入は1,000cc~1,500cc以下の乗用車においてほぼインドと並ぶほか、ディーゼル車はタイからの輸入が最も多い。これらの輸入額はいずれも増加傾向にあり、タイからの輸入シェアの増加に寄与している。

表6 ベトナムの乗用車輸入額

(2016年、単位：100万ドル)

乗用車 (HS8703)	日本 (228)	ドイツ (99)	タイ (90)	747
1,000cc 以下 (HS8703.21)	インド (28)	韓国 (2)	米国 (0.2)	30
1,000cc ~ 1,500cc 以下 (HS8703.22)	インド (51)	タイ (50)	韓国 (24)	137
1,500cc ~ 3,000cc 以下 (HS8703.23)	日本 (106)	ドイツ (80)	米国 (37)	322
3,000cc 超 (HS8703.24)	日本 (119)	英国 (25)	米国 (14)	195
1,500cc ~ 2,500cc ※ディーゼル車 (HS8703.32)	タイ (19)	韓国 (8)	スペイン (5)	32
2,500cc 超※ディーゼル車 (HS8703.33)	タイ (11)	米国 (3)	日本 (2)	17
その他 (HS8703.10、HS8703.90)	中国 (9)	米国 (3)	タイ (0.7)	13

注：国名の後のカッコ内は輸入額

出所：Global Trade Atlas より作成

完成車の30%の関税は2018年に撤廃されるため、輸入車の関税コスト低下に伴う輸入の急増は以前から懸念されていた。こうした状況に対し、ベトナム政府は2017年10月に政令116号(116/2017/ND-CP)を公布・施行した。

政令116号には、完成車を輸入する際に輸入者が「他国政府が発行する認可証(VTA: Vehicle Type Approval certification)」を提出する必要がある、さらに輸入ロット(1船)ごと・車両仕様別に「交通運輸省登録局(VR)による排気量および安全性能検査」が義務付けられた。そのほか、現地生産メーカーに対しては製造した車両のテストのためのテストコースを所有または賃貸することが義務付けられた<sup>注9</sup>。

車両認可証は本来、各国の国内で走行する車両に対して発行されるものであり、輸出車は対象としていない。また、VRによる検査には1回につき2か月程度のリードタイムと1万ドル程度の負担が発生する。この政令は遵守するためのハードルが高い非関税障壁であり、実際、予定されていたタイやインドネシアからの輸入はストップし、2018年1月の完成車の輸入台数は340台、前年同月と比べて95.3%の大幅な減少となった<sup>注10</sup>。

この政令116号に関し、2月末にベトナム政府と関連企業の間で会議が行われた。会議においてトヨタやフォード、GMからは、認可証の提出や輸入ロットごとの検査について問題があり、政令の施行を延期すべきだとの意見

が出された。一方で国内メーカーのチュオンハイ、韓国の現代自動車との合弁会社であるヒュンダイ・タインコンからは、認可証は政府や消費者にとって輸入車が要求される基準に合致しているか評価するための基準であり、国産車と輸入車にとって公平な環境であると主張した<sup>注11</sup>。

この会議では特に結論は出されなかったが、2月末にはタイ政府がベトナム向け輸出車に対し車両認可証（VTA）を発行、ベトナム政府もこれを認めたため、3月頭にタイからホンダ CR-V など 2,000 台が ATIGA によって無税で輸入された。ただし、輸入ロットごとの検査が実施されるため市場に出回るのには2か月近い時間を要する<sup>注12</sup>。また、インドネシアがベトナムへ輸出する自動車に対して発行する車両認可証（VTA）についてもベトナム政府が承認したため、インドネシアからの完成車輸入も再開されることとなった。

ATIGA によって関税が撤廃された結果、タイからベトナムへ輸入された乗用車の販売価格は、ホンダの CR-V で9億 5,800 万～10億 6,800 万ドン（約450 万～500 万円）と以前と比べて2億ドン（約93 万円）、シビックは7億 5,800 万～8億 9,800 万ドン（約354 万～420 万円）で1億 5,000 万ドン（約70 万円）の値下げとなった<sup>注13</sup>。なお、タイやインドネシア以外の国において、ベトナムへの輸出車に対して車両認可証を発行するかは現時点（2018年4月）では不明である。

前掲の表5で試算した ATIGA による「輸送用機械・部品」の関税削減効果は2018年時点で約2億ドル、関税撤廃前の2017年と比べ2,400万ドルの増加であったが、関税撤廃によって輸入額が増加すれば関税削減額も増加する。輸入車の販売価格の低下が輸入を増加させ、国内市場の大部分を輸入車が占めることはベトナムの自動車産業にとって望ましくない。しかし、経済統合が進む ASEAN の加盟国であるベトナムが非関税障壁などの規制によって輸入を制限するには限度がある。ベトナム政府は2014年に発表した「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」（1168/QD-TTg）で2035年までの自動車生産台数を約150万台に設定、乗用車分野の戦略を「交通インフラや国民の収入に適した小型で燃費の良い車種に集

---

中する」と規定した。さらに2016年2月には「自動車産業発展計画・支援政策に関する首相決定」(229/QD-TTg)を交付・施行、「年間5万台以上の優先車種の製造能力を持つ企業」に優遇措置が行われることとなった。優遇措置の詳細は規定されていないが、「首相が決定する割合での法人税の優遇」、「土地に関する優遇」、「機械・設備の輸入関税の優遇」、「トランスミッション、ギアボックス、スベアパーツ等の輸入関税の優遇」等が方針として示されている<sup>注14</sup>。

2017年には不動産最大手ビングループ傘下のビンファストがベトナム初の自社ブランドでの自動車生産を発表している。だが、ベトナムの自動車市場が拡大する中で、国内車の生産・販売に対する政策が有効に機能しなければ、市場が輸入車に席卷されてしまう恐れもある。

## 6. FTAによってベトナムの関税収入は減少

関税の引き下げは輸入の増加に寄与するほか、税収の減少をもたらす。FTAによって得られる関税の削減効果は、輸入国にとっては従来得られていた関税収入の減少にはかならない。ベトナム税関総局の試算によれば、2018年の関税収入はFTAによる関税の引き下げに伴い前年から30兆1,500億ドン（約1,400億円）の減少が見込まれている<sup>注15</sup>。

税収の減少を緩和するため、ベトナム税関はFTAによる輸入の際に原産地規則などの規程を厳密に適用、加えて通関後の事後調査を強化する可能性がある。ベトナム税関は事後調査による課税を強化しており、事後調査による2016年の追徴課税額は2兆5,940億ドン（約129億7,000万円）、前年比20.1%の増加であった。事後調査は通関後の一定期間（税関申告書類の登録後5年間）に、輸入税減免の法的準拠性、関税分類・関税評価の正誤、原産地証明書と実際の貨物との整合性などの確認が行われる<sup>注16</sup>。

既に述べたようにベトナムの輸入関税コストはATIGAをはじめとしたFTAによって減少し、FTA利用のメリットは拡大している。しかし、FTAの利用にあたっては事前教示制度の活用や原産性の立証根拠となる資

料の保管・管理など、利用する企業側は一層の注意を払う必要がある。

注

- 1 日本貿易振興機構「世界と日本のFTA一覧」をもとにカウント。
- 2 CEPTにおける関税引き下げの区分

IL (Inclusion List) 品目	関税削減、撤廃品目
TEL (Temporary Exclusion List) 品目	一時的除外品目
SL (Sensitive List) 品目	センシティブ品目
HSL (Highly Sensitive List) 品目	高度センシティブ品目
GEL (General Exception List) 品目	一般的除外品目

- 3 SL (センシティブ品目) およびHSL (高度センシティブ品目) から移管された品目は除く。
- 4 石川幸一「新AFTA協定の締結」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資』No.75、2009年
- 5 関税の譲許は品目別のスケジュール (Schedule A～G) に沿って行われる。
- 6 従価税の品目のみを対象に試算したため、総輸入額とは異なる。
- 7 表の関税削減額および削減率は、ATIGA税率がMFN税率を下回る品目の全ての輸入に対して関税が減免された前提で試算しているが、実際にATIGAを利用するためには所定の原産地規則を満たし、輸入の際に原産地証明書を提出する必要がある。試算はATIGAを最大限に利用した場合の値である。
- 8 清水一史「FTA環境の変化とASEAN自動車産業-AEC・トランプショック・TPP11の影響」、『TPP11とASEANの貿易、投資、産業への影響』国際貿易投資研究所、2018年
- 9 日本貿易振興機構『通商弘報』2018年1月17日付
- 10 ベトナムニュース2018年2月12日付
- 11 VietnamNet 2018年2月27日付
- 12 VietNamNews 2018年3月5日付
- 13 VIETJOベトナムニュース 2018年3月13日付
- 14 国際協力銀行「ベトナムの投資環境」2017年8月
- 15 CustomsNews 2017年12月19日付
- 16 日本貿易振興機構『通商弘報』2017年2月24日付